

## 刑法 出題趣旨

### 第1期

警察官を名乗るなりすまし詐欺の共犯事件であり、最高裁平成30年3月22日第一小法廷判決の事案を参考にして出題した。①成立が予想される財産犯の認定、②同最高裁判決を念頭にした未遂の成否、③共犯の成否、を検討する。

### 第2期

1 A社に対する甲の罪責では、①建造物侵入、②バールの窃盗、③錠前の器物損壊、④ブランド品財布の窃盗の実行着手の有無、⑤中止犯の成否、を検討する。また、B社に対する罪責として、①建造物侵入、②金庫の器物損壊、③現金の窃盗、を検討する。

2 A社に対する乙の罪責では、①共謀共同正犯あるいは幫助犯か、②バールについて窃盗あるいは業務上横領か、を検討する。また、B社に対するものとして、①共謀の射程、②共犯の錯誤（具体的事実の錯誤）、を検討する。

### 第3期

登場人物も多く、事案が多少複雑であるので、問題文をよく読んで事実関係を正確に把握する必要がある。①成立が予想される財産犯の認定、②その罪に係る共犯の成否、を検討する。

### 第4期

1 甲の罪責では、①実行行為（殺人罪か傷害罪か）、②正当防衛の成否（急迫不正の侵害の有無、防衛の意思、防衛行為の必要性・相当性）、③誤想過剰防衛の処理、④乙加功後の罪責、を検討する。

2 乙の罪責では、承継的共同正犯の成否を検討する

### 第5期

1 甲の罪責では、①殺人罪の間接正犯の成否、②実行の着手時期、③共犯と錯誤（丙の知情）、を検討する。

2 丙の罪責では、①実行行為（殺人）、②中止犯の成否（法的性格、中止行為、任意性）、を検討する。

3 乙の罪責では、丙に対する正当防衛の成否を検討する。